◎厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号) (抄)

二十八~七十四 (略)	二十七 削除	十~二十六 (略)			八及び九削除	七 (略)			六 削除	一~五 (略)	働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療	第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労	改正案
二十八~七十四(略)	キセル腹腔内投与の併用療法 腹膜播種を伴う初発の胃がん二十七 S―1内服投与、オキサリプラチン静脈内投与及びパクリタ	十~二十六 (略)	九削除る。)	ん(エストロゲン受容体が陽性であって、HER2が陰性のものに限	八 術後のホルモン療法及びS-1内服投与の併用療法 原発性乳が	七 (略)	手術による治療が困難なものに限る。)	性を有するものであって、経皮的冠動脈形成術又は冠動脈バイパス	六 低出力体外衝撃波治療法 虚血性心疾患 薬物療法に対して抵抗	一~五 (略)	働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療	第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労	現